

第8期第5回 令和4年度第2回さいたま市地域自立支援協議会 会議録

日時：令和4年11月15日（火）14：30～15：40

オンライン開催

次 第

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 日中サービス支援型グループホームについて
 - (2) 各専門部会の取組について
 - (3) 地域生活支援拠点等について
 - (4) 地域協議会から自立支援協議会への報告について
 - (5) その他
 - ・さいたま市障害者相談支援指針の一部改訂について
 - ・次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
 - ・令和4年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）について
3. 閉 会

配布資料

- ①さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ②委員名簿
- ③【資料1】日中サービス支援型グループホーム資料
- ④【資料2】各専門部会の取組
- ⑤【資料3】地域生活支援拠点等について
- ⑥【資料4】地域協議会から自立支援協議会への報告について
- ⑦【資料5】障害者相談支援指針 令和4年度改定作業について
- ⑧【資料6】次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
- ⑨【資料7】令和4年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）

出席者

委 員・・・荒井委員、内田委員、加藤（シ）委員、加藤（美）委員、黒田委員、
遅塚会長、遠山委員、長岡委員、三石委員、山口委員
（欠席者：山川委員）

事 務 局・・・（障害支援課）西淵課長、星野課長補佐、金澤係長、栗原課長補佐、
小林主査、利根澤主任、高橋主任、上原主事、岡主事

(障害政策課) 竹内課長、大塚課長補佐、久城主査

開 会

(事務局)

- ・開会
- ・出欠状況（出席10名、欠席1名）（過半数出席のため会議成立）
- ・会議の公開について
- ・課長挨拶
- ・資料確認
- ・傍聴許可（9名）

議題 1

(事務局)

本日の議題1「日中サービス支援型グループホームについて」につきましては、さいたま市情報公開条例第7条第3号に規定された、特定の法人に関する情報及び法人を特定することができる情報を審議するため、非公開といたします。議題1に限り傍聴室の映像と音声を切らせていただきますのでご了承ください。

事務局からの連絡事項は以上です。遅塚会長よろしく願いいたします。

～傍聴室 OFF～

(遅塚会長)

改めまして皆さんこんにちは。

それでは本日の議題1「日中サービス支援型グループホームについて」事務局からご説明をよろしく願いいたします。

本議題につきましては、さいたま市情報公開条例
第7条第3号に規定された特定の法人に関する情報及び
法人を特定することができる情報を審議するため、
会議録を非公開と致します。

議題2

(遅塚会長)

次に議題2に移ります。「各専門部会の取組について」事務局からご説明をよろしくお願
いいたします。

(事務局)

議題2「各専門部会の取組について」ご説明いたします。

まず、資料2-1精神保健福祉部会についてご覧ください。令和4年度第1回の部会では
最初に部会の名称を地域生活支援部会から精神保健福祉部会へと変更いたしました。次に
精神障害者の家族支援についての議題では、精神障害者の家族による家族学習会の説明や
精神障害者の家族会の支援の方法について報告を行いました。続いて、地域移行・地域定着
支援連絡会議につきましては、令和4年度の活動予定についてご説明いたしました。今年
度は年間3回実施する予定でございます。最後に、障害者支援地域協議会につきましては、
障害支援課から、地域協議会の概要や実施状況についての説明をさせていただきました。精
神保健福祉部会からの報告は以上となっております。

続きまして、資料2-2障害者虐待防止部会の資料をご覧ください。7月28日に開催しま
した第1回障害者虐待防止部会では、まず令和3年度障害者虐待統計の報告を行い障害者
虐待の実態について、委員の皆様からご意見等をいただきました。次にさいたま市障害者相
談支援指針の一部改定について報告をし、指針の修正点や印刷までのスケジュールをお示
しいたしました。こちらにつきましては、本日のその他の議題で後程詳しくご報告させてい

たきます。最後に障害者の緊急の定義についてご報告いたしました。他の政令市の状況を踏まえましても、緊急について一律に定義することが困難であったため、本市における障害者緊急一時保護等事業の運用について整理することとしました。本事業が通常の障害福祉サービスややむを得ない事由による措置で対応できない場合の制度であることを前提とした上で、虐待や介護者の急病等の事情があり前日または当日に要請があった場合には、要綱の運用上緊急に該当すると整理しております。障害者虐待防止部会からの報告は以上となります。

では続きまして、資料2-3相談支援部会をご覧ください。8月30日に開催しました第1回相談支援部会では、地域生活支援拠点について、障害者支援地域協議会、基幹相談支援センターについて、さいたま市障害者相談支援指針の一部改定についての3点について検討を行いました。検討内容は資料の通りでございますが、地域生活支援拠点、障害者支援地域協議会、障害者相談支援指針につきましては、本日の議題にもなっておりますので、この後ご説明させていただきます。相談支援部会につきましては、以上となります。

では続きまして、資料2-4子ども部会をご覧ください。第1回子ども部会では、さいたま市の医療的ケア児の一時的な預け先や送迎支援の実態について把握するため、市内の障害者福祉サービス事業所を対象として、医療的ケア児が受け入れ可能な事業所数を調査し報告を行いました。次に、医療的ケア児等コーディネーターについての議題では、さいたま市に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの一覧や、埼玉県主催の養成研修の資料、研修カリキュラム等を提示いたしました。委員の皆様のご様々なお立場からわかる医療的ケア児等コーディネーターの実態や今後のコーディネーターの活用方法についての意見交換を行っております。その他といたしまして、埼玉県医療的ケア児支援センターにつきましては、県のホームページに掲載されている資料等をもとに情報共有を行いました。また、令和3年12月23日付けで厚生労働省から発出された「障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について」の通知に関する報告を行いました。

議題2「各専門部会の取組について」の説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

(遅塚会長)

ありがとうございました。ただ今のご説明に対して、補足説明やご質問ご意見がございましたらお願ひいたします。

では、私の方から何点か確認したいことがあります。最初に精神保健福祉部会で地域移行・地域定着支援連絡会議が出てきますが、障害者総合支援法では地域移行支援、地域定着支援という事業があります。それは精神だけではなく他障害の入所施設からの方も対象になり、地域定着支援は在宅の方も対象になってくるわけです。それらは相談支援事業所が指定を取って実施する事業ですが、この連絡会議はそれらの事業とどういう関係なのか、或いはメンバーにこの事業の相談支援事業所の方が入っている会議なのか、少しご説明いただ

けますか。

(事務局)

今の遅塚会長のご質問にお答えいたします。地域移行・地域定着支援連絡会議ですが、障害者総合支援法上の地域移行支援、地域定着支援の事業所の集まりではございません。10数年前からさいたま市では、精神科の病院に入院されている方の退院支援等を続けておりまして、その流れの中で始まっている会議になります。中央区の基幹相談支援センターに事務局になっていただいております、構成メンバーは支援課や障害者生活支援センターの他に、市内の精神科の病院の方等にもご参加いただいております。

(遅塚会長)

ありがとうございました。

聞いてみるものですね。地域移行支援や地域定着支援とは関係ないということですね。本当は退院促進協議会とかわかりやすい名前の方がいい気がします。

ついでなので、虐待統計の報告がされていますがさいたま市の中で何かありましたか。大きく増えたとか大きく減ったとか、何かもし特徴があればせっかくですので教えていただけますか。

(事務局)

はい、すぐにお答えできることとしますと、警察からの通報が多くなったという話が出ております。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

全国統計でも、児童関係のいわゆる面前DVとか警察関係が多いです。福祉関係と違って警察関係の方は、要件に当てはまると自動的に業務されるのでこういうことが起こるとすぐ通報となり、割と数が増えているという話を聞いたことがあります。二点ほど聞いてみました。

皆様から、補足やご質問ご意見はいかがですか。

よろしければ、次に移っていいですか。後で思い出して、これ聞きたいとなっても構いませんので、次に進めたいと思います。

議題 3

(遅塚会長)

議題 3「地域生活支援拠点等について」事務局からご説明をよろしく願います。

(事務局)

議題3「さいたま市地域生活支援拠点等について」ご説明いたします。

資料2ページをご覧ください。まず、国が示している地域生活支援拠点等について振り返りたいと思います。こちらはこれまで何度もご確認いただいておりますが、国の地域生活支援拠点等パンフレットから抜粋したものです。資料左上、地域生活支援拠点等の整備についての説明部分をご覧ください。地域生活支援拠点等は、「障害者の重度化・高齢化や『親亡き後』を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築」するものとされています。地域生活支援拠点等の整備手法につきまして、本市においては、これまで協議を重ね、面的整備型を採用することとしております。

3ページをご覧ください。次に、本市の地域生活支援拠点のイメージをご説明します。本市の大きな特徴としまして、各区の地域協議会に中心となっていていただき、相談と地域の体制づくりを担っていただきます。各区地域協議会は、左上の地域自立支援協議会に活動内容等を報告することになっています。また、右上に「入所施設との連携」と記載しておりますが、より広域的な視点から入所施設と連携していくことは重要であると考えております。

4ページをご覧ください。先ほど、各区の地域協議会に拠点の中心になっていただくとお話ししましたが、機能によっては区単位で検討を進めることは難しいこともあるため、市単位、圏域、区単位とエリア別に役割分担を示したものになります。

5ページをご覧ください。基幹相談支援センターと地域協議会についてです。さいたま市では、基幹相談支援センターを各区の障害者生活支援センターに委託し、地域協議会の運営を担っていただきます。そして、各地域協議会は、先ほどご説明したように、市の自立支援協議会に対し活動内容の報告を行います。今年度は、基幹相談支援センター、地域協議会のいずれも第5区目として桜区に設置することができました。

6ページから10ページにつきましては、地域生活支援拠点等の5つの機能について、それぞれ、国の具体例や本市での考え方・進め方をまとめたものになりますので、後程ご確認ください。

11ページをご覧ください。次に、昨年度市で制定した地域生活支援拠点事業実施要綱と加算についてです。市の要綱では、地域生活支援拠点等に位置付けられていることが要件となっている加算の算定が可能な障害福祉サービス等を拠点事業とし、その障害福祉サービス等を提供する事業所が登録することで実施主体になるとしてあります。

12ページをご覧ください。今申し上げた事業所の登録までの手続きについて、まとめたものになります。これまでは、各区の基幹相談支援センターから対象事業所に拠点事業所の登録について案内していただくこととしておりましたが、最初に、市の集団指導等において、さいたま市から対象事業所に説明するように修正しております。

13ページをご覧ください。これらの話合いの中で、加算についてだけでなく、拠点事業の考え方や各機能の具体的考え方を市と関係者で協議することが必要とのご意見をいただき、ガイドラインを整備することになっております。そのスケジュール案ですが、年内に関係者から広く意見を聞き、年明けの第2回相談支援部会や第3回自立支援協議会で報告をした後に施行し、令和5年度から運用をしたいと考えております。説明は以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

地域生活支援拠点は何回も話題に出ておりますけれども、イメージがわかりづらいというお話はいつもいただいております。でも単純に考えれば、今まで私たちが目指してきたものそのもので、障害があっても地域で安心して暮らし続けるためにみんなで頑張ろうということだと思います。そのために、例えば緊急事態が起こった時にしっかり対応できるようにしようとか、緊急事態が起こる前に緊急事態にならないようにしっかり状態を把握していこうとか、或いは施設や病院から退所や退院をすることの支援もしていこうといったことですので、決して目新しいことをしようということではありません。そういうことをしっかりやっていくために、地域の事業者さんみんなで、常日頃から協力し合える体制を作っていきましょうというのが、一つの大きな趣旨かなと思っております。

全ての事業者さんを巻き込んで、地域の体制の話合いをすることを考えると、さいたま市は人口が多くて難しいので、地域のことはある程度区単位でやっていかなければならないのですが、区だけでは解決が見つからないこともありますので、それは市全体で話し合っていかなければいけません。そういう複雑な部分もあるので、仕組みづくりをしっかり整理して、もう一度提示していこうということで、今ガイドラインを作る話になっています。ただ、ガイドラインがあるということが大事なのではなく、ガイドラインを作るプロセスにおいて、いろんな事業者さんに意見を言ってもらい協力しながら進めることが、地域生活支援拠点の理想を実現するために大切であるということで、丁寧に作ろうと話合いをしているところです。

今の事務局のご説明等につきまして、ご質問やご意見がありましたらよろしくお願いたします。いかがでございませうか。本来指名する会議ではないのですが、内田さん、進めていくにあたってこういうことが大事であるとかご発言いただけますか。

(内田委員)

地域生活支援拠点として、今までやってきたことを整理することになりますが、事務局から説明があったように、一つの法人だけでいろいろやろうとしても、一つの法人が提供できるサービス量はそれほど多くありません。面的整備だと、地域の社会資源をうまく連携できればものすごい量のサービスになるわけです。私の感覚からいうと、さいたま市は人口に比べてサービス量は多くないと思います。

ガイドラインを作っていくわけですが、例えば横浜市のガイドラインなどはかなり細かく具体的に書いてあります。私の感覚ですと、事業者と行政は日常的に関わりがあり、いろいろやりとりをしますが、特に形だけでなく、事業者が協力しないと全く機能しない部分があると思います。また、私は当事者家族でもありますので、当事者の方、特に支援機関と繋がりがない方が困ったときに、どこに行ったらいいのか、例えば休日でしたら役所は閉まっているけれども、委託の相談事業所は開いているのかといった問題も出てきます。それと私が心配なのは、このようなケースを支援課が担当するのか、生活支援センターが担当するのか、或いは通所に関わっている事業所が担当するのかといったことを、区ごとに決めていく中で、はっきりしなければならないことがたくさん出てくるということです。

区の状況も違うので、全部同じにはできないかもしれませんが、当事者家族が困ったとき、それが土日であればどこに連絡すればいいのかとか、基本パターンを幹として整理することができれば、その次に枝葉の状況をどうすればいいのか議論していく。すると、いろんなことがはっきりして使いやすくなると思います。

それと私も社会福祉法人で非課税団体ですから、公益性を考えないと社会的に通用しません。もちろん経営的なことを考えないといけませんし、現在は人が集まらずにショートを回すだけでも大変というのが事実ではありますが、まずは地域の方からの求めにどれだけ応えられるかということに、我々事業者として、特に社会福祉法人ですので責務を負っていると考えています。

みんなが参加して、みんなの意見を聞くとすると、まとめる人は大変だと思いますが、例えば事業者や行政だけでなく、障害がある当事者やご家族が見ても、こういう時にはこうしたらいいということがわかるものになるといいと思います。我々も微力ながら協力したいと思っています。以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

私も元々行政マンですので、行政的にきちっとしたものを作りたくなってしまうのですが、利用者さんやご家族さんから見てわかるものを作ってほしいというご意見は、非常に納得のいくところですよ。ありがとうございます。

いかがでございましょうか。指名してはいけないのですが、加藤さん何かご意見ありますか。お困りのことについて、周りからいろいろ伺っていると思いますが。

(加藤シ委員)

ありがとうございます。

専門的なことはよくわからないのですが、利用者の立場から言わせていただきます。内田委員がたくさん言ってくくださったのですが、私たち知的障害者には支援センターというものがありますが、他にいろんなものがたくさん増えてきています。例えば、コミュニティソ

ーシャルワーカーが各区に設置されるといったお話だとか、新しいものがたくさん入ってくるのですが、それらがうまく繋がっていかないと、皆さん一生懸命やっているのに、使う側からしたらどうすればいいかわからないことになります。先ほどのお話にもありましたように、本当に困っている人が救い上げられなかったら意味が無いと常々思っていますが、本当にやる方は大変だと思います。この地域生活支援拠点も、大きな法人さんが受けていく形になり、法人さんは次々と事業が増えていきますが、私たちから見ると利用者はどこにあるのかと感ずることもあります。全部が全部そうではないのですが、一番大事な利用者が忘れられ置き去りにされてしまったら、この地域生活支援拠点も意味がないと思います。本当に大変なことなので、その辺の組織をしっかりと、絵に描いた餅にしないでいただきたいです。せっかく皆さんが苦勞してやるものですから、本当に使う人が良かったと思うものができれば成功かなと思いますので、よろしく願いいたします。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

使う方から見ると、困った時の相談の入口は、メインのものが1ヶ所あって、そこからバリエーションと豊富な事業所さんにつながる仕組みが一番良いのだと思います。事業所には多様性が必要ですが、相談支援はシンプルな方がわかりやすいわけです。今おっしゃった通り、いろんな制度がどんどん入ってきて、やっている方もわからなくなる危険がありますので、できるだけシンプルにということですね。

ありがとうございます。いかがでございましょうか。

拠点の場合は、今まで目指してきたものをしっかり整備していこう、ここで再整理をしていこうということの他に、事務局の説明にもありましたが、国が設けた加算の話もありますので、それらも含めて整理しなければならないという面もあります。

これからガイドラインを作っていくというお話がありましたが、その過程の中で、委員の皆さんにも途中途中でご意見を伺いながら進めていくことになると思いますので、度々メール等でお伺いを立てることが増えてくると思います。是非そのときには、忌憚のないご意見を寄せていただけるとありがたいです。拠点についてはいかがですか。長岡さん大丈夫ですか。

(長岡委員)

内田さんがいろいろお話していただいたので、大丈夫です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

ともかく拠点は地域の全ての事業者さんの協力無しには進められませんし、その中で当事者さん等のご意見もしっかり取り入れなければならないということかと思ひます。先ほ

どお話した通り、これからもお世話になることがたくさんありますので、皆様もよろしくお願いいいたします。

議題 4

(遅塚会長)

次は議題 4 になります。「地域協議会から自立支援協議会への報告について」事務局からご説明をよろしくお願いいいたします。

(事務局)

事務局から、議題 4 「地域協議会から自立支援協議会への報告について」ご説明いたします。資料 4-1 をご覧ください。まず、「1. 地域協議会の設置予定」ですが、今年度 5 区目の地域協議会を桜区に設置することができ、計画上、令和 7 年度までに 10 区全ての区に地域協議会を設置することになります。

続きまして、「2. 自立支援協議会への報告について」ですが、地域協議会の数が増えてくると、自立支援協議会へ報告することが時間的に困難になることが予想されます。昨年度は、第 3 回の自立支援協議会において、設置済みの 4 区の地域協議会に活動内容を集約していただいてから報告していただきましたが、それぞれの区が、集約した内容でなく直接自立支援協議会において報告したいとの声もいただいております。そこで、こちらの(1)(2)のような報告方法をご提案させていただきます。

まず、(1) 一年間の活動報告ですが、報告時期は年度末の第 3 回自立支援協議会とし、報告様式は今回資料 4-2, 4-3 としてお配りしております定型の報告様式を用います。意見の集約については、全ての地域協議会が報告するのは時間的に困難なため、地域協議会連絡会議を開催し、意見を集約していただきます。当日の報告については、地域協議会連絡会議で集約したものをを用いて報告していただきますが、各地域協議会で作成した報告は全て委員に資料として配布します。

続いて、(2) その他の報告ですが、報告時期は、第 1 回から第 3 回の自立支援協議会とし、各自立支援協議会の一月前を目途に、障害支援課から各地域協議会へ報告の有無を照会させていただきます。報告様式は任意の様式とし、意見の集約は原則不要ですが、同じ内容の報告を複数の地域協議会からする場合は、必要に応じて障害支援課から意見集約をお願いします。また、当日の報告は出席した地域協議会からそれぞれしていただきますが、同じ内容の報告を複数の地域協議会からする場合は、代表の地域協議会に報告していただきます。

なお、自立支援協議会は時間的に制約があることから、他の議題との兼ね合いで調整をすることもございます。

続きまして、「3. 地域協議会連絡会議について」ご説明します。自立支援協議会の一月前

を目途に、地域協議会連絡会議を開催し、幹事となる基幹相談支援センターが、他の基幹相談支援センターから報告を受け、意見を集約します。その後、幹事の基幹相談支援センターが障害支援課に集約した意見を報告します。幹事は、コーディネーター連絡会議の事務局である中央区基幹相談支援センターと持ち回りの基幹相談支援センターの2区で担っていただきます。

続きまして、「4.報告後の対応について」ですが、令和3年度の活動報告までは、障害支援課が回答案を作成し、その回答案を次回以降の自立支援協議会で協議し、了承いただいた後、自立支援協議会会長名で各地域協議会へ回答を送付しておりました。これを令和4年度以降につきましては、事前に障害支援課が回答案を作成するのではなく、自立支援協議会または専門部会で協議していくこととさせていただきます。なお、よりスムーズな協議となるよう、市の現状等につきましては、事務局で事前に整理させていただこうと考えております。議題4の説明は以上となります。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

これからどんどん地域協議会が増えていき、地域で出てきたいろんな課題をこの自立支援協議会に報告してもらい話し合うことが、ある意味自立支援協議会の一番大きな役割になるかと思えます。その辺のルールをはっきりしていこうということで、基本的には年度末に、全区の地域協議会から出た課題を取りまとめ整理した形で報告していただきますが、それだけではなく、他の自立支援協議会でも必要があれば地域の課題を個別に報告していただき、自立支援協議会で受けとめていこうという整理になっております。

ただ今のご説明に対して、ご意見やご質問はありますか。

もう一つのポイントとしては、今までは団体要望の回答のように、市から回答文の案をガツツと出してもらい、それを自立支援協議会に諮るという形でした。これを、自立支援協議会で各区の課題を協議し、その上で、例えば全市的に緊急に検討しなければいけない課題であれば、協議会で整理し、市に対ししっかり取り組んでくださいとお願いするという流れにしてはどうかということです。今までのように、回答案を用意していただくという方式でなく、話し合いをしていく流れに変えてはどうかというのが、今回の改正案の二つ目になりますかね。

ご質問やご意見いかがですか。

私ばかりが発言しているのですが、地域協議会連絡会議の説明の中で、幹事はコーディネーター連絡会議の事務局が担うことになっています。中央区にやっていただくこと自体は全然問題無いのですが、コーディネーター連絡会議とは、委託相談支援事業所の連絡会です。この説明だと、基幹相談支援センターの代表としてまとめるという流れで説明されています。委託相談支援事業所と基幹相談支援センターはイコールではない部分もあるので、理論的には基幹相談支援センター連絡会のようなものがあって、そこの事務局として中央区と

いう整理の仕方の方がいい気がします。名前の問題ですのでどうこう言う話ではありませんが、少し気になった点です。

いかがですか皆さん。よろしいですか。それでは議題 4 については終了とさせていただきます。

その他「さいたま市障害者相談支援指針の一部改訂について」

(遅塚会長)

その他の「さいたま市障害者の相談支援指針の一部改定について」事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

事務局から、その他の「さいたま市障害者相談支援指針の一部改訂について」ご説明いたします。令和 4 年度の改訂作業につきましては、これまで虐待防止部会や相談支援部会で検討し、改定内容が決まりましたので、改めて自立支援協議会にもご報告させていただきます。

資料 5-1 をご覧ください。今回の一部改訂は、厚生労働省の「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」が改訂されたことに伴い、実施したものです。また、本市の障害者緊急一時保護等事業も令和 3 年 4 月に要綱改正をしておりますので、変更内容を反映させております。そのほか、各事業の改廃状況に即した修正や誤字脱字等の修正をしております。主な改訂箇所は資料 5-2 のとおりです。

資料 5-1 に戻ります。指針の原稿につきましては、虐待防止部会、相談支援部会の委員の皆様、10 区支援課、障害者生活支援センターの皆様等に確認のご協力をいただきました。ご協力いただいた皆様、どうもありがとうございました。今後のスケジュールでございますが、現在、印刷業者の選定等を行っております。年内に原稿を提出し、今年度中に印刷を完了するスケジュールを進めております。説明は以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明に関して、皆様方、何かご質問やご意見等ありますでしょうか。報告事項ではありますので、今度一種のマニュアルが改訂されますということだけご承知おきいただければと思います。内容的には、相談支援の一般的な流れと同時に、虐待対応のマニュアルも兼ねているという位置付けになります。

その他「次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について」

(遅塚会長)

二つ目のその他「次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について」事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

障害政策課ノーマライゼーション推進係の久城と申します。それでは「次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について」ご報告をいたします。

参考資料としてお手元の資料 6 をご覧ください。まずこのアンケート調査は、保健福祉に関わる障害者の生活状況やサービス等に関する利用状況、今後の要望等を把握し、次の障害者総合支援計画の策定に向けた基礎資料とすることを目的とするもので、3年に一度行っているものになります。アンケートの内容は障害者政策委員会でご意見を伺った上で決定しています。実施期間は、本年度は令和4年10月3日から31日まで行いました。配布数は6,500部となっております。調査対象者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、自立支援医療利用者、精神科病院入院患者、発達障害者、難病患者、小児慢性患者、そして障害福祉事業所となっております。本日もご参加の皆様の中にもアンケートの回答にご協力いただいた方がいらっしゃるかもしれません。ご協力いただいた皆様ありがとうございます。

回収状況については資料の裏をご覧ください。10月31日現在の速報値となりますが、当事者向けのアンケートでは、6,300件中2,618件、約41.6%の回収率となっています。事業所向けのアンケートでは200件中104件、52%の回収率となっています。この回収件数に10月31日に投函されたものが追加されることと、遅れて提出されたご意見もできるだけ集計結果に反映させたいと考えておりますので、11月1日以降に提出された分も、一定程度は件数に含める予定です。回収率は10月31日時点では、前回アンケートを行った令和元年と比べると低い状況にありますが、最終的には同じ位か少し低いぐらいになるのではないかと考えております。なお、資料に記載している件数はあくまでも速報値となります。これから精査をしていきますので、多少修正される可能性がありますのでご理解いただければと思います。

このアンケートについては、今年度3月ごろに結果報告書という形でまとめ、ホームページ等で公開する予定です。アンケート調査についてのご報告は以上となります。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

さいたま市では障害者の計画として障害者総合支援計画を策定していて、その所管は自立支援協議会ではなく障害者政策委員会になります。そちらの意見を伺いながらアンケー

トを作って配布し、概ね回収が終わったところということです。ただ、計画の中には障害福祉サービスのサービス量の見込み等が入る障害福祉計画の部分も含まれていて、それは自立支援協議会に対して意見を聞くという法律上の位置付けにもなっておりますので、こういう形でご報告をいただいたのだと思います。

今のご説明につきまして、何かご質問やご意見ありますでしょうか。

結果が出てホームページ等に公開されれば、いろいろ感想も出てくるかもしれません。事業者200件中104件の回答ですか、事業者さんはもう少し回答率高くても良いかと思いますが、向こうが出てこなければどうしようもないですね、独り言というか感想です。

皆さんよろしいですか。ありがとうございました。

その他「令和4年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」

（遅塚会長）

次の「令和4年生活のしづらさなどに関する調査について」事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

（事務局）

障害政策課の大塚と申します。本日はお時間をいただきましてありがとうございます。私の方からは、「令和4年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）について」ご説明させていただきます。

お手元の資料7の調査の目的からご覧ください。本調査は、障害者施策の推進に向けた基礎資料とするため、在宅の障害児・者等の生活実態とニーズを把握することを目的として実施される調査です。こちらに関しましては、厚生労働省が実施する全国調査で、5年に1回実施されます。さいたま市が委託を受けて実施するもので、障害政策課が担当課となります。

調査の対象としましては、障害者手帳所持者だけではなくて、長引く病気やけが等により、生活のしづらさがある方を広く対象とする調査となります。さいたま市では無作為抽出された53地区、約3,100世帯が対象として指定されております。調査期間につきましては、令和4年12月1日を基準日として、概ね4日程度を期間として想定しております。調査事項といたしましては、年齢性別等の基本的属性に関する項目のほか、現在利用しているサービスや今後利用を希望するサービス等としております。

調査手順といたしましては、調査開始の10日前、来週21日の月曜日くらいまでに、対象地区のお宅に調査員が訪問し、ポスティングにより「調査実施のお知らせ」を全戸配布します。次に、12月1日以降に調査員が調査区内の世帯を訪問しまして、調査の趣旨等を説

明し、調査対象者の有無を確認した上で、調査対象者がいる世帯に調査票を手渡します。その後、記入いただいた調査票を郵送により提出いただくという形で実施されます。原則として、調査対象者本人が記入することとしておりますが、必要に応じて適切な支援を行うこととしており、ご希望に応じて、点字版の配布や手話通訳者等の派遣、代筆等の対応を行う予定です。

本調査の件で何かございましたら、障害政策課が担当になりますので、必要に応じご案内いただければ幸いです。以上となります。よろしく願いいたします。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

国の行う調査で、選ばれた区域について、障害者がいる・いないに関わらず全戸にビラをまき、全戸において調査員が対象になる方がいるかを尋ね、いると回答した相手に調査票を渡すという形式の調査になります。調査ですのではありませんのようですが、例えば障害のある方がいてもいませんとさえいえばそこで終わりますし、逆に本人が障害があると言えれば調査票を渡されることとなります。今までと特に変更は無いかと思えます。

皆様いかがでございましょうか。ただ今のご説明についてご質問やご意見があれば承ります。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

閉会

(遅塚会長)

これで議題は終了になります。割とスピーディに進んできましたが、今までの議題について最初から振り返り、ここを遡って質問したいとか、何かご意見あるという方はご発言いただければと思います。よろしいですか。では決められた議事については以上となります。事務局から何かございますか

(事務局)

皆様本日は、長時間にわたり貴重なご意見をちょうだいいたしまして、誠にありがとうございました。次の協議会につきましては、令和5年3月16日木曜日に開催する予定でございます。詳細につきましては、協議会が近づきましたら改めてご連絡いたしますが、今後とも委員の方々のご協力のもと審議を進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。事務局からは以上となります

(遅塚会長)

ありがとうございます。

本日は14時半からの開催にさせていただきました。今までの15時スタートだと17時

を過ぎてしまうことが多かったので、早めのスタートにしましたが、今日は早い終了になりました。ただ、今ご案内のありました3月の協議会につきましては、非常に議題が多いので、14時半スタートの会議になるかと思います。

それでは以上をもちまして、令和4年度第2回さいたま市地域自立支援協議会を閉会といたします。委員の皆様方には会議の進行にご協力いただきまして、また大変お忙しいところご参加いただきましてありがとうございます。以上でございます。